

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
中外テクノス(株)	広島県広島市西区横川新町9-12	

2. 指名停止措置期間 令和4年10月26日 ~ 令和5年4月25日 (6箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する物品・役務調達契約等

### 4. 事実概要

広島市発注の特定コンピュータ機器の一般競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和4年10月6日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

### 5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第5号に該当する。

#### <笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 前項に掲げる場合のほか、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から6箇月以上18箇月以内

#### 問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)